

主な学校感染症の出席停止期間一覧

病名	主要症状	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発熱、のどの痛み、長引く咳（1週間前後） 強いだるさ 等	治癒するまで（医師の指示による）
インフルエンザ	高熱、関節痛、鼻・のど・気管支の炎症等	発症した後5日を経過し、かつ解熱 後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	鼻水、目やに、発熱、発疹、結膜充血等	解熱後3日を経過するまで
風しん（三日はしか）	発熱、発疹、リンパの腫れ、結膜充血等	発疹がすべて消失するまで
水痘（みずぼうそう）	発熱 発疹→水疱→かたぶた	全ての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発熱、耳の下からあごの下にかけての腫れ と痛み	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹 が発現した後、5日を経過し、かつ 全身症状が良好になるまで
手足口病	軽い発熱、水疱が手足・口にできる	水疱が消えるまで
百日咳	がんこで激しい咳（夜に多い）熱はあまり 出ない	特有の咳が消えるまで、または5日 間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み（扁桃腺の肥大、いちご 舌）発疹	適正な抗菌性物質製剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良くな るまで
感染性胃腸炎	吐き気、嘔吐、下痢、腹痛	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身 状態が良くなるまで
マイコプラズマ感染症	発熱、しつこく乾いた咳	感染力の強い急性期が終わった後、 全身状態が良くなるまで

※表の中にある感染症の他に医師より出席停止と診断された場合は、その旨をご連絡ください。

<新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の扱いについて>

1. 児童生徒の感染が判明した場合

- 学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止とする。
- 治るまでは、出席停止。

2. 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

- 学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止とする。
- 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

3. 児童生徒が発熱等かぜ症状がある場合

- 学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止とする。
- 出席停止とする。

※その他、ご不明な点がございましたら、学校まで問い合わせください。